

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 要保護児童対策地域協議会の設置の一部
改正

子ども家庭課

【公告】

○ 公共測量の実施

監理課

○ 公共測量の終了

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事
の完了

○ ”

”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の
完了

”

【公安委員会】

○ 岡山県道路交通法施行細則の一部を改正
する規則

交通規制課

（県例規集登載）

【正誤】

○ 保安林の解除予定の正誤

治山課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百号

平成十九年岡山県告示第四百三十八号（要保護児童対策地域協議会の設置）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第三の項中「岡山県女性相談所」を「岡山県女性相談支援センター」に、「社会福祉法人岡山県社会福祉協議会」を「社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
特定非営利活動法人岡山県里親・里子を

支える会」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和6年6月25日 岡山県公報 第12611号

〔三二八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市全域	測量区域
3D都市モデル作成 公共測量（数値地形図修正及び	測量の種類
令和六年六月十四日から令和七年三月三十一日まで	測量期間

令和6年6月25日 岡山県公報 第12611号

〔三二九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省都市局国際・デジタル政策課デジタル情報活用推進室長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

備前市全域	測量区域
公共測量（3D都市モデル作成）	測量の種類
令和六年三月二十二日	終了年月日

〔三三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾壺ノ割七〇五番八、七〇五番九、七〇五番一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町二一〇番地五 ニューエンブレムB二〇三

赤井 涼二

赤井あゆみ

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十八日岡山県指令建指第四三五号

令和6年6月25日 岡山県公報 第12611号

〔三三一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月二十五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字清水川三三二番一〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二五番地一〇九 カーサフェリーチエⅡ二〇三号室

佐田 晃彦

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月二日岡山県指令建指第三号

令和6年6月25日 岡山県公報 第12611号

〔三三二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年六月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾壺ノ割七〇五番八、七〇五番九、七〇五番一〇

二 公共施設の種別

下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町二一〇番地五 ニューエンブレムB二〇三

赤井 涼二

赤井あゆみ

五 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十八日岡山県指令建指第四三五号

◎岡山県公安委員会規則第七号

岡山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年六月二十五日

岡山県公安委員会

岡山県道路交通法施行細則

岡山県道路交通法施行細則（昭和三十五年岡山県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の六十一の三の項中「赤磐市立川八三四番一地先から赤磐市立川三六四番一地」を「赤磐市立川九〇二番地先から赤磐市立川八二一番地一」に改め、同表の六十一の四の項中「赤磐市立川三六四番一地先から赤磐市長尾四〇番三地」を「赤磐市立川八二一番地一先から赤磐市長尾一六五番地五」に改め、同表中六十一の六の項を六十一の七の項とし、六十一の五の項を六十一の六の項とし、六十一の四の項の次に次の一項を加える。

六十一の五 赤磐市道長尾石ヶ坪線	赤磐市長尾一六五番地五先から赤磐市長尾五五四番地一先に至る間
------------------	--------------------------------

別表第三の六十二の七十の項中「倉敷市玉島乙島八二六五番」を「倉敷市玉島乙島八二六三番一」に改め、同表中六十二の九十三の項を六十二の九十四の項とし、六十二の八十五の項から六十二の九十二の項までを一項ずつ繰り下げ、六十二の八十四の項の次に次の一項を加える。

六十二の八十五 臨港道路（水島港玉島地区）補助幹線臨港道路三の二	倉敷市玉島乙島八二六八番八地先から倉敷市玉島乙島八二六九番地先に至る間
----------------------------------	-------------------------------------

附則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

令和6年6月25日 岡山県公報 第12611号

〔六〕令和六年五月二十八日付け公布岡山県告示第二百四十七号（保安林の解除予定）に誤りがあった。

<p>終わりから一</p>	<p>終わりから五</p>	<p>行</p>
<p>指定理由の消滅</p>	<p>久米郡久米南町下鞆字正田向二二六の一</p>	<p>誤</p>
<p>指定理由の消滅 （「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び久米南町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>久米郡久米南町下鞆字正田向二二六の一（次の図に示す部分に限る。）</p>	<p>正</p>